

第二節 中央政権の北進

1 大和朝廷の勢力

古代における中央文化は、政権範囲の拡大と共に一つは東海地方から関東地方を経て東北地方に、もう片方は北陸地方を経て東北地方に浸透した。山形県への影響は関東地方を北進したものが海岸通りを北に進んだものと、奥羽山脈を越えて当内陸部に入ったものとの二つに分かれ、北陸部を北進したものは海岸通りを庄内に入ったと云われ、その物証の代表的なものの一つに古代古墳があるわけである。そして斬かる東北地方への動きは、文献の上にもはっきりあらわれてくる。

東北地方が大和朝廷の勢力圏内に入ったのは、四世紀末から五世紀のはじめころといわれている。大和朝廷の支配に服するようになった地方の有力な豪族は国造（くにのみやつこ）とよばれ、朝廷に対してさまざまに貢物をする義務を負わされた。その義務を果すかわりとして、もともとその地方に有していた支配権を認められた。大和朝廷によって国造が設置されると、その国造の支配する地域は中央と接触を持つことになり、中央文化がとりいれられた。会津地方に東北で最初に築かれたであろうとされる大塚山古墳がある。この古墳の築造は四世紀末である。宮城県南部や山形県南部地方の豪族たちが、大和朝廷と交渉をもつようになるのは五・六世紀ごろで、置賜地方の古墳は七・八世紀ごろのもの^{〔『高島町史』別巻〕}とされる。

中大兄皇子（後の天智天皇）は中臣鎌足らと結んで、時の権力者蘇我入鹿とその父蝦夷^{えみし}を亡ぼした。このあと中大兄皇子は皇太子となり、年号を大化と改め新しい政治体制を発足させた。これが大化の改新である。大化改新のねらいは蘇我氏などの豪族勢力を排して、朝廷の基礎強化と中央集権国家の成立にあったが、大化元（六四五）年八月に東国に国司を任命し派遣している。国司の任務はその地の住民の戸籍を作ること、田畠の

面積を調べることに、武器を掌握することであった。国司が派遣された東国八道には、東北地方南部も含まれていた。

改新政府は大化五（六四九）年ごろまでにこれまでの世襲職の制度をやめて、新しい中央官制を定めて官僚制度を整え、六五〇年から六五四年ころにかけ全国にわたって国・郡の区画を定め地方制度を整備した。陸奥国が成立したのはこの頃である。国司が東北地方に派遣されたとすれば、そのときから一つの国として扱われていた訳で、置賜は最上・村山と共に陸奥国に入っていた。置賜地方は律令政治の施行される範囲の北限であったろうといわれている。日本海側では大化三（六四七）年に淳足柵（新潟県沼垂）、翌六四八年には磐舟柵いわふねのさくが造られ、六五八年には越こしの国の国司阿部比羅夫が軍船二〇〇艘をひきい秋田市附近能代市に遠征し、鎮撫できたところには郡を置き、服従した蝦夷の頭を郡の役人にした。この時期の政策は軍事面のみでなく、懐柔教化も加味しながら進められたようである。改新後の政治は壬申の乱（六七二年）後になってようやく安定し、中央政權の勢力は徐々に北に向って拡大していった。

2 蝦夷とアイヌ

古代、東北地方に住んでいた人々は蝦夷と称され、未開で野蛮な人種として伝えられてきた。蝦夷とはアイヌ人であるという説が長い間有力であったが、現在は中央政權に屈服しない民族という考え方が一般的になっている。

稲作農耕と鉄器の使用によって一步進んだ人々に比べ、中央文化におくれ、政治の手の届かない東北地方の人々を呼称した名のようなものである。

七〇八年越後国に出羽郡が設置され、四年後の和銅五（七一二）年にこの出羽郡と、陸奥国であった最上郡・置賜郡更に田川郡とを合わせ出羽国が設置された。最上郡や置賜郡が陸奥国であったことを立証するものとし

て、昭和四十二年一月四日、奈良の平城宮跡発掘の際出土した「木簡」（墨書きされた板）に、「陸奥国裳上郡裳：。」と書かれている。これについて柏倉亮吉氏は次のように解説をしている。

「奥羽山脈が陸奥、出羽を区画する境となったその起りは、和銅五年（七一二）十月一日のことである。その十日程前の九月二十三日に、出羽国が新らしく設置されたわけだがその時点より前はどうかと見ると、山形県の内陸地域（今の置賜、村山、最上）は、太平洋岸の陸奥国の所管になっていた。それを前記の和銅五年十月一日に、陸奥国から最上、置賜二郡を引きはなして、庄内にあった出羽郡などと一緒にして、ここに出羽国なる行政区が誕生したわけである。最上、置賜二郡が陸奥国に属していた時代の記録は、今までに一つも知られてなかった。遺物としてなら、山形市の嶋遺跡などが豊かに物語ってくれるようだが、文字で示してくれるものはなかった。ところが思わぬ所から出るものである。時は昭和四十二年一月二十四日、今から九年前の冬のこと、平城京の北端中央部にある平城宮。その平城宮の東側にある道路（東一坊大路）の西側側溝の調査が行われた。側溝の幅三メートル。底に四層の堆積砂層があり養老などの古い年号の木簡が出る。問題の木簡はその第一層から出たものだが形は大きく残存部分の長さ三三センチ、幅五・七センチ。檜材。表裏両面にびっしり墨書字がある。その中程下半に陸・奥・国・裳・上・郡・裳という文字が読まれて、以下は折れてしまっている。あたりの文字はもちろん、漢字で草冠の字、糸偏の字、漢数字などが意味のつながりに書かれている。平城京跡調査所の意見では、習字に使われたものかもしれないという。ところで、前記の「裳」の字だが、見ようによっては草冠とも見える。草冠の字とすると、何ともむずかしいパズルになる。しかし今のところ、この郡名は最上郡を現したものであるという見方があり、私も同意見である。それは出羽国へ所管換えになる前の最上郡のことだろうというわけで、したがって書かれた時日は和銅五年十月一日を下限としなくてはなるまい。そして上限となると、平城京に都を遷された和銅三年三月十日となろう。その時間幅は二年と七カ月。その期間の奈良の都の大宮人の手になり、側溝に入ったまま千二百年余を過ぎたものと

いうことで、また折れ欠けた下の部分には、続いて裳（上・里）とあったものと思われる。それは現在の山形市附近にあったムラに当ろう。」〔山形新聞「奥羽山脈一昭」和五十一年三月十七日〕
とし、置賜郡と同じような状態にあったと結論する。

3 律令体制

持統女帝（天武天皇の皇后）は、律令制度の総仕上げともいふべき大宝律令を七〇一年に完成し、つづいて七一八年には養老律令が編まれた。律令制下では地方に国―郡―里（後に郷という）の行政組織があり、国司には中央出身者だけが任命され、京から各地に赴任した。有力な地方豪族は郡司或いは軍団の幹部に任じられ、農民の有力者が里長になった。置賜地方における郡衙址（郡司が政權を執行する官庁）について『高島町史上巻』は、『東置賜郡史』や吉田東伍博士の説を引用し、高島町の小郡山を郡衙址として有力視し、更に「郡」のついた地名についても（郡山・中郡）、そのかわりあいを強調している。

律令政府の土地制度は班田収授制に表現されるが、この班田収授制を円滑に実施するために設けられたのが、条里制なる土地区画制である。条里性は土地を碁盤の目のように区分けしたもので、縦横六町間隔の平行線を引き、六町四方（約六五〇メートル四方）を一区画として、これを一里と称んだ。この里を東西一列に連らねたものが条で、各郡の基点から一条、二条と数える。里はさらに細分され、一町四方（約一一〇メートル四方）の正方形を縦横共六個ずつ配列して、三六の区画からなっている。この三六の一区画を坪とし、一ノ坪から三六ノ坪までとなる。そこで白鷹町に条里制の遺構があるかどうかということであるが、条里制の遺構を見つけると糸口の一つは条・里・坪などの名称の地名が存在するかどうかを確かめることである。大永二年（一五二二）伊達植宗たねむねから舟生右馬助に出した安堵状と、天文二十二年（一五五三）伊達晴宗から舟生彦五郎に出した安堵

																		延 天	
																		曆 応	
二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	
四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	
																		七	八
																		〇	〇
																		從	從
																		五	五
																		位	位
																		下	下
																		文	藤
																		室	原
																		(仲
																		權	成
																		守	
)	
																		綿	
																		麿	
																		1	1
																		2	9

この頃坂上田村麿、出羽国衛の損を報じた。

第三章 古 代
第二節 中央政權の北進

第三章 古 代
第二節 中央政權の北進

天長											弘仁				大同							
六	五	四	三	二	一	一	二	三	四	五	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
											從五位上 百濟王 教俊				從五位下 大伴今人				從五位下 佐伯社屋			
											出羽国 衙つくり かえ											
											(小野 滝雄)											
.....													
															11				1			
																			從五位下 藤原 浜臣			
																			7			

第三章 古 代
第二節 中央政權の北進

仁 寿										嘉 祥										承 和																																							
二	一	三	二	一	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇																														
八	五	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三																														
從	五	位	下	坂	上	当	岑			從	五	位	下	安	倍	安	立			從	五	位	下	文	室	有	真			從	五	位	下	小	野	千	真	菅	房	從	五	位	上	藤	原	宮	成			從	五	位	上	小	野	宗	行	成	則
1										1										8	6	3	1							12																													

状と、天文二十二年（一五五三）伊達晴宗から舟生彦五郎に出した安堵状の中に、「下長井庄高嶺郷南方の内一ノ坪……」という件がある。高玉には前記「一の坪」の地名の外に、「熊の目」、「鮎の目」、「拳の目」という条里制にちなんだ地名が現在も有る。高玉地区の明治初期調整の絵図、さらに現在実施されている土地基盤整備用航空写真によって、道・畔・水路等についてその痕跡の有無を検討した結果次のようなことが解かった。

第一点、条里制の地割について最も大切な水路・畔・道の方角が「真南北と真東西」になっているかどうかだが、「真南北線」は一〇八の字の内、一三字についてこれを見ることができ、「真東西線」については、七字についてこれを確認することができる。しかし、大部分は自然傾斜地に合った「北東―南西線」とこれに直交する線であり、意図的に真南北や真東西を求めた痕跡は図面上では見ることができない。

第二点、次に基本的な地割の一つである「六〇間×六〇間」（一町）の区割単位があるかどうかだが、方形については「熊の目」字の中に、水路と道に囲まれた「方六〇間」に近い区割がある。また、道と水路の間隔、道と道の間隔では六〇間あるいはその倍数を認められるのが、五九カ所にある。

このように高玉には条里制に結びつく地名はあるが、条里制の遺構として決定的なものを見出すことはできない。ただここで気になるのは、条里制の基礎要件である「地名」、「真南北・真東西」、「六〇間×六〇間」が、「熊の目・鮎の目・拳の目」などの字名近くの土地に濃厚に見られることである。尚、高玉と同じく、伊達文書の中に勸進代及び中村にも「一の坪」の地名が出てくる。山形県内で条里制の遺構が知られるのは、中山町・山辺町・山形市谷柏・山形市西南部・同西北部・出羽・明治・天童西南・成生・東根温泉・楯岡・寒江南・溝延・醍醐・谷地・八幡の一条・宮内である

〔山形県教育委員会
『古墳から条里へ』〕。

4 多賀城・秋田城・城輪柵

陸奥・出羽における中央政權の勢力拡大は、硬軟併せて進められて行った。陸奥国では宮城県南部までは、

かなり早く開けたようであるが、岩手・青森などの北部は蝦夷などの在地勢力が強く、これを勢力圏内におさめることはなかなか容易ではなかった。

多賀城は陸奥の国府（行政庁）と鎮守府（軍政府）を合わせた政庁で、昭和四十一年国の特別史跡に指定され、継続的な発掘調査がなされている。周囲は築地^{ついで}で、内側の建物跡は同一時代のものでなく、奈良時代から平安時代にかけての各期の建物が重複している。遺物で多いのは瓦に布目のついたものであり、平安時代初期の計帳とよばれる課税台帳の一部が発見され、木簡・陶硯などと共に官衙にふさわしい遺物も出土している。

この多賀城は古代から中世にかけて陸奥国の経営、鎮撫、開拓に重要な役割を果たしており、その主なるものは次のようである^{〔東北の歴史〕}。

七二四年、大野東人築く（真偽両説あり）。

七二九年、大野東人、将兵の論功行賞を行なう。

七三七年、（これまでは多賀柵となっている。）大野東人、陸奥国から出羽柵（秋田）に通じる道を開く。

七四九年、陸奥国府が小田郡から産出した金を献上し、奈良大仏建立の資にした。

七八〇年、伊治公些麻呂の反乱で、多賀城は焼き払われた。

七八八年、紀古佐美、五万の大軍を北に進めたが、北上川渡河作戦に失敗し大敗した。

七九四年、坂上田村麻呂が一〇万の大軍をひきいて、蝦夷征伐に向う。

八〇一年、坂上田村麻呂、陸奥守鎮守府將軍兼征夷大將軍に任じられて蝦夷を平定した。

八〇二年、鎮守府を胆沢城に移す。

八六九年、五月大地震、大津波がおこり、すべての建物が壊され流された。

一〇五一―五七年、陸奥俘囚長安倍頼時がそむき、源頼義、義家に殺される（前九年の役）。

一〇八三―八七年、源義家陸奥守として赴任し、清原家衡を攻める。義家または清原武衡を攻めて亡ぼす（後

三年の役)。

一一八九年、源頼朝平泉の藤原泰衡を亡ぼし奥州を平定し、留守職を置く。

一三三三年、北畠頭家が陸奥守に任じられ、義良親王を奉じて下向(建武中興)。

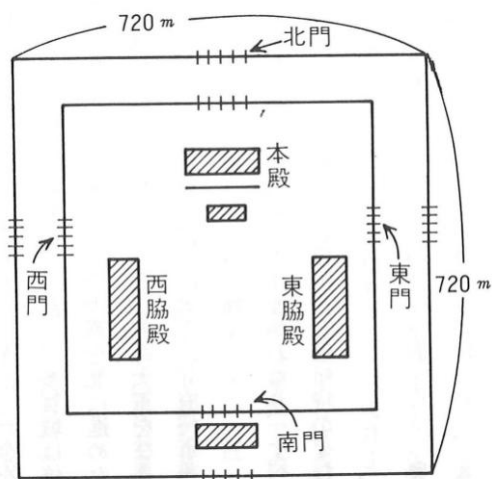
一三五三年、室町幕府は奥州探題として斯波兼家を任命し多賀城に置く。

多賀城に密接な関係のあるものに、多賀城廃寺跡がある。これも多賀城と同じ時期の創建とされ、遺物では瓦・土師器・須恵器・灰釉や緑釉の陶器・土塔などがある。

陸奥国の多賀城が、陸奥国経営に果たした役割は非常に大きなものがあつたが、一方北陸方面に於いて、中央政權は和銅元(七〇八)年に越後国に出羽郡を増置し出羽柵を設け、西奥羽は新しい段階をむかえることになつた。この出羽郡は荘内地方をさすものとされている。次いで和銅五(七一二)年出羽郡を越後国より離し、陸奥国のうち最上郡と置賜郡とを合せて出羽国とした。この時期の出羽柵については不明な点が多いが、豊田武氏は『東北の歴史』で藤島町平形一帯ではないかとする。

天平五(七三三)年、出羽柵を更に北進させて高清水岡(秋田市寺内高清水)に移した。これがやがて秋田城とよばれるようになる。秋田城に国府が置かれた時期があり、それは秋田城と称されるようになった七六〇年代初めのことで、七八〇年に国府は一秋田城は元慶年間におこつた夷俘の大叛乱に対する鎮圧の拠点となり、律令国家の西奥羽開拓支配の要鎮として、二世紀半の間大きな役割をはたしたが、一一世紀になつて現地豪族の勢力が強大になってくると、その国策的意識を失つた。

第12図：城輪の柵



酒田市本楯大字城輪にある城輪きのわ柵跡は、従来出羽柵跡、出羽国分寺跡、出羽国府跡等の諸説があつて非常に注目されていた。昭和六年、水田の中に埋没して立並ぶ柵木の一部が発見されたことから国の調査がはじまり、その構造が秋田県の払田柵跡ほったと似ているため城塞の一種と推定され、同七年四月、国の指定遺跡となつた。そして、昭和四十年から数次にわたつて発掘調査が行われ、国府跡であることが認められた。はつきり国府跡と確認されたのは多賀城、大宰府について三番目である。遺構は第一〇図の通りで多賀城と同様の構造である（柏倉亮吉氏）。しかし、この城輪の国府が出羽国経営の中で、どのような役割をはたしたのかは解明されておらず、今後の調査研究によつて明らかにされるであらう。

元慶乱がんきやう（八七八年）は夷俘が反乱をおこして、秋田城・郡院・城辺の民家を焼いたのが発端である。この反乱は出羽国の軍はもちろんのこと陸奥国、さらに上野、下野からも増援があり、政府軍の非常に苦勞した戦いであつた。この乱の原因としては、出羽国の兵力が弱体であつたこと、蝦夷からの徴税がきびし過ぎたことなどがあげられている〔日本三
天実録〕。反乱鎮定のために、藤原保則を出羽権守に小野春風を鎮守將軍に任命した。ところで、この乱で秋田の夷俘鎮庄に向つた鎮守將軍小野春風の副將藤原蒔安が、長井市五十川で病没し、地方民はこれを祭つて蒔安神社を建立した。また、白鷹町横田尻にある蒔安林・蒔安堂もこれに関係するといふ伝説がある。

5 平泉藤原氏と当地の関係

奈良時代から平安時代にかけて、陸奥国・出羽国共に度々蝦夷の抵抗があり、そのたびに争いがくりかえされた。政府の方針に服従した蝦夷を、俘・因・長を任命して、部族の統卒にあたらせた。胆沢城以北は俘・因・長の連合勢力によつて統治されており、律令制的な支配の外にあつた。この中で奥羽北部を支配下におき、さらに出羽国にも勢力を伸ばしてきたのが安倍氏であり、俘・因・政權とも言うべきものが成立

したのである。この安倍氏は奥六郡といわれる胆沢・江刺・和賀・稗貫・紫波・岩手の総支配を一手に握り、国司の命を無視し反抗したので朝廷は源頼義に安倍氏打倒を命じた。頼義は出羽の俘囚長であった清原氏の助力を得て、ついに頼時・貞任を亡ぼすことができた。

夷をもつて夷を制したと見られた政策が、実は清原氏という第二の俘囚政權を生み出す結果となった。清原真衡が奥羽における支配権を握るようになると同族間に争いが起ったが、陸奥守として赴任した源義家は、有力な族長藤原清衡に助力してこの争いを収めた。後三年の役（一〇八三〜八七年）である。この争いの結果、藤原清衡は本拠を平泉に据え勢力を拡大し、いわゆる平泉藤原氏政權を確立させ、三代一〇〇年の「平泉文化」を築いたのである。藤原氏の支配は南は白河から津軽半島まで奥羽二国にまたがり、まさに奥羽の王者として君臨した。

『鮎貝の歴史』によれば、藤原北家の流れを汲むといわれる藤原安親なる者が、平泉の藤原清衡を頼って下向し（永久より大治の間一一三〜二六年）、羽州下長井庄北部地方の庄司となり、その所領は東は松川、南は白川の線で、元蚕桑村横越の地（横越館、現在高德寺境内）に居館を定め当地方の支配に当った。これが中世を通じて鮎貝城に在り、下長井に威をふるった鮎貝氏の祖であるという。下長井庄がいつ出来たかについては確証がない。

一方最上川右岸（川東）については、『荒砥町誌』が次のように述べている。

寛治年間の頃（一〇八七〜九三年）新戸に石灘監物という者が居て、この地を治め八乙女丘に御宮を建て八幡宮を奉祀した。

又、藤原清衡の臣荒川次郎清泰が下長井ノ庄に来て八乙女丘に城を築き、ここに八幡神社を建立した（永長年間以降、一〇九六年）。

深山観音堂や、中村観音堂（飯豊町中村）なども、この時代を代表するものとされている。当地方に源義家

（八幡太郎義家）についての伝説が非常に多く伝えられているが、義家は当地方を通った形跡が無く、直接には関係なかったものと考えられている『山形県史話』。

源頼朝の奥羽平定を『東根村郷土史』は次のように述べている〔五八頁〕。

「頼朝は、文治元年（一一八五）平家を亡ぼすと、諸国に守護・地頭を置いて支配の体制をかためたが、彼の支配の及ばなかったのは東北、すなわち平泉の藤原氏であった。藤原氏討伐に絶好の口実をもたらしたのは、義経の奥州下りであった。後白河法皇の策略によって頼朝との仲を裂かれた義経は、天下のお尋ね人となって身を置く所なく、ついに北陸道から日本海沿いに庄内に出て、平泉にたどりつき秀衡のもとに身を寄せた。しかし、義経をあくまで保護しようと思っていた秀衡が病死したことは、平泉政權にとって致命的な運命であった。それはまた頼朝にとって決定的な幸運であった。統率力に欠けていた嫡子泰衡は、頼朝の圧力に屈して義経を攻め殺し、その首を鎌倉に送って平泉の延命をはかったが、かえって頼朝に討伐の機会を与える結果となった。

文治五年、頼朝は三軍を動員して三道（北陸・白河・勿来）から進撃し、平泉勢を圧倒してしまった。ここに頼朝は、文字通り全国制覇の業をなしとげたのである。そこで彼は、要所要所に家臣である関東の武士を地頭に任じて実権をとり行わせたので、はじめて中央集権の実を握ったのである。東北地方開発以来の慣行であった「夷をもって夷を治める」方式は、ここに終わりを告げた。」と。